

資料4

ワーキング・グループの設置、任務及び運営について（案）

1 ワーキング・グループの設置

不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会（以下「官民ボード」という。）の当面の作業目標である「不正アクセス防止対策に関する行動計画」の策定を円滑に実施するため、次のワーキング・グループを設置する。

- (1) 行動計画策定ワーキング・グループ
- (2) 実態把握方策ワーキング・グループ
- (3) 情報セキュリティ講習方策ワーキング・グループ
- (4) 不正アクセス行為対応方策ワーキング・グループ

2 ワーキング・グループの任務

各ワーキング・グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 行動計画策定ワーキング・グループ

官民ボードの達成目標を議論するとともに、各ワーキング・グループの検討状況を踏まえて全体の調整を行い、各ワーキング・グループの検討結果を集約整理して、「不正アクセス防止対策に関する行動計画」を取りまとめる。

(2) 実態把握方策ワーキング・グループ

不正アクセス事犯については、新たな手口も発生しているほか、その手口の巧妙化が進んでいる状況である。このような情報通信技術に係る最新の動向を踏まえつつ、不正アクセス行為の実態解明に資する方策を検討する。

(3) 情報セキュリティ講習方策ワーキング・グループ

アクセス管理者、エンドユーザ等が、不正アクセス行為からの防御を適切に実施するための対策の支援を検討するとともに、中小企業やエンドユーザが最低限講ずべき防御措置を分かりやすく取りまとめるなど不正アクセス行為からの防御に関する知識の普及等の方策を検討する。

(4) 不正アクセス行為対応方策ワーキング・グループ

アクセス管理者による防御措置や民間事業者による製品等の開発等の既存の対策では対応が困難な手口等について、不正アクセス行為に至る前の段階での対応を可能とする方策を検討する。

3 ワーキング・グループの運営

(1) ワーキング・グループの運営は、次のとおりとする。

ア ワーキング・グループの検討状況を記録するために、会議の議事概要を記録するものとする。

イ ワーキング・グループの審議については、ワーキング・グループの出席構成員の全会一致により決定する。

ウ ワーキング・グループの会議には、事実関係の把握等特別の必要に応じ、ワーキング・グループ構成員以外の者を出席させることができる。

エ ワーキング・グループの会議は、非公開とする。

(2) 行動計画策定ワーキング・グループの構成員は、その任務の必要性から、他のワーキング・グループの会議に出席し、意見を述べることができる。

4 ワーキング・グループの見直し

「不正アクセス防止対策に関する行動計画」策定後は、ワーキング・グループの編成について検討を加え、所要の見直しを行う。